

○国家公安委員会告示第十八号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十三日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

一 北海道電力株式会社 泊発電所

所在地	区域	対象施設	周辺地域
北海道古宇郡泊村大字堀株村	北海道古宇郡泊村大字堀株村（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を	及び一に掲げる
		一 北緯四十三度二分四十三秒、東経百四十度三十分二十三秒の点	三 北緯四十三度一分五十六秒、東経百四十度三十分二秒の点
		二 北緯四十三度二分二十七秒、東経百四十度三十分十二秒の点	
			二 順次に結んだ線

備考	点と十一に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
	<p>四 北緯四十三度一分四十八秒、東経百四十度三十分十一秒の点</p> <p>五 北緯四十三度一分四十七秒、東経百四十度三十分十五秒の点</p> <p>六 北緯四十三度一分四十四秒、東経百四十度三十一分十四秒の点</p> <p>七 北緯四十三度一分五十一秒、東経百四十度三十一分三十三秒の点</p> <p>八 北緯四十三度二分五秒、東経百四十度三十一分三十三秒の点</p> <p>九 北緯四十三度二分十四秒、東経百四十度三十一分四十秒の点</p> <p>十 北緯四十三度二分四十五秒、東経百四十度三十一分七秒の点</p> <p>十一 北緯四十三度二分四十六秒、東経百四十度三十分五十一秒の点</p>

二 東北電力株式会社 東通原子力発電所

所在地	青森県下北郡東通村大字白糠字前坂下三十四番地四
区域	青森県下北郡東通村大字小田野沢及び大字白糠（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象施設	次に掲げる点を 一 北緯四十一度一分五十八秒、東経百四十一度二十二分四十秒の点

周辺地域	順次に結んだ線及び一に掲げる点と十三に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
二	北緯四十一度一分四十一秒、東経百四十一度二十二分二十四秒の点
三	北緯四十一度一分二十六秒、東経百四十一度二十二分三十五秒の点
四	北緯四十一度十分十秒、東経百四十一度二十二分十八秒の点
五	北緯四十一度九分五十四秒、東経百四十一度二十三分二秒の点
六	北緯四十一度十分〇秒、東経百四十一度二十三分二十九秒の点
七	北緯四十一度十分五十三秒、東経百四十一度二十三分四十三秒の点
八	北緯四十一度十分四十八秒、東経百四十一度二十四分一秒の点
九	北緯四十一度十分五十二秒、東経百四十一度二十四分十秒の点
十	北緯四十一度十分五十七秒、東経百四十一度二十四分十三秒の点
十一	北緯四十一度一分二十三秒、東経百四十一度二十四分五秒の点
十二	北緯四十一度一分二十九秒、東経百四十一度二十三分四十七秒の点
十三	北緯四十一度一分四十九秒、東経百四十一度二十三分三十九秒の点

三 東北電力株式会社 女川原子力発電所

	点	備考 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び青森県警察本部に備え置いて縦覧に供する。	所在地 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田一	区域 宮城県石巻市前網浜並びに牡鹿郡女川町飯子浜及び塚浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	対象施設 周辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と十五に掲げ る点とを結んだ 線により囲まれ た区域
	<p>一 北緯三十八度二十四分三十四秒、東経百四十一度二十九分五十三秒の点</p> <p>二 北緯三十八度二十四分二十九秒、東経百四十一度二十九分四十三秒の点</p> <p>三 北緯三十八度二十四分十三秒、東経百四十一度二十九分十四秒の点</p> <p>四 北緯三十八度二十三分五十七秒、東経百四十一度二十九分十九秒の点</p> <p>五 北緯三十八度二十三分五十二秒、東経百四十一度二十九分十一秒の点</p>					